健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十四号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。

附則第六条中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。

附則第四条中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条の四第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。

附則第三十四条の五中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。

附則第三条中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条の五の二第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。

附則第五十二条の五の三中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条（見出しを含む。）中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条並びに第七十三条第一項及び第四項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十二円」を「六百五十一円」に改める。

第五条第七項中「及び移送費」を「、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い」を「厚生労働省令で定めるところにより勘案した組合の財政力に応じて」に改め、同条第八項中「年度ごとの組合の財政力の変動等を考慮して各組合の財政を衡平に調整することを目途とするとともに、」を「災害」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで」を「平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日まで」に改め、同条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三十八号）」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千二百五十二円」を「千二百五十四円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百三十九円」を「二千三百五十円」に改める。

第二条中「千四百四十二円」を「千四百五十円」に改める。